



Fax 0276-57-3536

伴走型支援事業経営革新等支援申込書

事業所名	
代表者名	
担当者	
住所	
電話	
F a x	
E - m a i l	
従業員数	
業種	

参 考

Q この法律で「経営革新」とは、どのようなことですか？

A 「中小企業等経営強化法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。(中小企業等経営強化法 第2条第7項)

なお、この法律の「経営革新」には、次のような特徴があります。

- ①業種による制約条件をつけずに、全業種の経営革新を支援します。
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能です。
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件となっています。
- ④都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査(フォローアップ調査)を行うとともに、必要な指導・助言を行います。



【ここがポイント】
 経営革新こそが、21世紀の厳しい競争を勝ち抜くキーワードです。
 「経営革新」は、事業者が新事業活動に取り組み、経営目標を設定し、
 経営の相当程度の向上を図ることです。
 ぜひ、チャレンジしてください。



Q 「新事業活動」とは、どのようなものですか？

A 「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

- 「新事業活動」とは、
- ① 新商品の開発又は生産
 - ② 新役務の開発又は提供
 - ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- (中小企業等経営強化法第2条第6項)

「新商品の開発又は生産」とか「新役務の開発又は提供」とか言われても、あまり、ピンときませんね。もっとわかりやすく説明してください。

わかりました。では、これらの4つのそれぞれの取り組みについて、具体的な事例を紹介しましょう。

